

LPガス料金負担軽減支援事業 Q&A集

(2023年2月15日(水)更新)

< 交付申請（エントリー）について >

Q1-1 茨城県外の事業所において、一部茨城県内に供給先が存在する場合、本事業の対象先であるとの理解でよいか。

A1-1 茨城県内の利用世帯が支援の対象ですので、事業所の県内外は問いません。

Q1-2 茨城県に顧客がいる営業所がいくつもある場合は、本社から申請するのか、営業所から申請するのか。

A1-2 本社から申請をお願いします。

Q1-3 交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A1-3 多少の増減であれば問題ありません。交付申請時は、見込みの対象世帯数で大丈夫です。

Q1-4 旧簡易ガス事業も対象か。

A1-4 LPガスの利用世帯であれば対象です。

< 利用実績が無い場合 >

Q2-1 利用実績が無い（0 m³）場合は支援の対象か。

A2-1 対象外です。

< 利用実績が少ない場合 >

Q3-1 使用量が1 m³未満の場合は対象になりますか。

A3-1 使用実績が確認できれば対象になります。ただし、基本+従量料金の合計で税込550円未満の場合は対象外です。

Q3-2 使用量が0 m³の場合は対象外との事だが、使用量が少なく請求金額が500円以下の場合も値引き対象か。

A3-2 基本+従量料金の合計が税込550円未満の場合は対象となりません。

< 支援の対象について >

Q4-1 屋号は事業所（例：〇〇理容店、△△鮮魚店）だが、実際は一般家庭で使っている場合は対象か。

A4-1 一般家庭で使っているのであれば、対象になります。

Q4-2 店舗兼住宅の場合は対象になるか。

A4-2 事業所部分と一般家庭部分が分けられないのであれば、対象になります。

Q4-3 対象先選定による注意点として、業務用、企業等は対象外とあるが、国の機関、地方自治体の施設などは対象か。

A4-3 対象となるのは一般家庭（世帯）です。対象外の例として業務用、企業等と記載しており、施設なども対象外となります。

< 2世帯住宅の場合 >

Q5-1 2世帯住宅は

A5-1 同敷地内であっても、世帯毎に契約（メーター）していれば、それぞれ対象となります。

< 1世帯に複数メーターがある場合 >

Q6-1 1世帯に複数メーターを取り付けているケースがあり、当社では1メーターを1顧客としているが、今回の値引き対象となるか。

A6-1 複数メーターを取り付けているケースであっても、対象は1世帯となります。

< 社宅や寮の場合 >

Q7-1 集合住宅で会社が契約している場合は対象になるか？

A7-1 入居者と直接契約していないのであれば対象外です。

Q7-2 法人名での契約ですが、社宅として利用しており、用途を家庭用としている場合は 値引き対象という認識で問題ないか。

A7-2 社宅の場合であっても、入居者自身と契約していれば対象ですが、法人（会社）と契約している場合は対象外です。

< 値引きの明示について >

Q8-1 消費者への値引き処理の通知に関しては、検針票及び請求書への明記、通知でもよいか。

A8-1 検針票や請求書に、次の例を参考に明記していただければ大丈夫です。

「茨城県の支援で、500円値引き（各世帯1回のみ）されています」

Q8-1 検針票等に値引き額の明示「茨城県の支援で、500円値引き（各世帯1回のみ）されています。」の記載が困難な場合の対応は。

A8-1 文言の短縮（例「県の支援で500円値引き」）か、検針票への別紙の添付（募集要領参照）をご検討ください。

< 値引きの事実が確認できるもの >

1 検針伝票の事業者控えが残らない場合（ハンディ機で検針する場合）

・利用世帯A・B・C：値引き額を明示した検針伝票の写真（3例）

・利用世帯D・E・F：検針データを取り込んだシステムの利用世帯の値引き額が確認できるスクリーンショットなど

2 システムの改修できず、値引き額の明示が出来ない場合

- ・利用世帯A・B・C：検針伝票（値引き前）＋値引き額を明示した別紙
- ・利用世帯A・B・C：検針データを取り込んだシステムの利用世帯の値引き額が確認できる
スクリーンショット